

【背景】

- B測定を導入するための調査研究（1980年）において、一般にばく露限界値の天井値／TWA＝αはほぼ1.5の周辺に分布しているとの理由により、B測定の値が管理濃度の1.5倍より大きい場所を第3管理区分とすべきとされた。
- 今日の天井値（C）又は短時間ばく露限界値（STEL）は第2回検討会参考資料2-3のとおりであり、1980年当時と比較すれば、短時間ばく露にかかる知見が集積・整備されてきた。



短時間高濃度発散作業の扱いについては、現時点の知見を踏まえた検討が必要ではないか。

	間歇的に短時間の高濃度発散が生じる作業など	
	短時間ばく露限界値が示されている物質	短時間ばく露限界値示されていない物質
現行の作業環境測定	10分間のB測定が必要	10分間のB測定が必要
	評価基準・・・管理濃度×1.5 (物質一律)	評価基準・・・管理濃度×1.5 (物質一律)
個人サンプラーによる作業環境測定における短時間測定のあり方	➤ 測定を義務とするべき ➤ 測定時間はどうあるべきか？	➤ 測定を義務化するべきか、勧奨とするべきか？ ➤ 測定時間はどうあるべきか？
	□ 作業環境評価のための基準濃度をどのように考えるべきか？ ➤ 各物質のSTEL又はCとすることでよいのか？	□ 作業環境評価のための基準濃度をどのように考えるべきか ➤ 全ての物質に対して一律に許容濃度、TLV等の 1.5倍とすべきか、又は3倍等とすべきか